新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

【第7報】

令和3年9月30日決定

吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

令和3年9月30日をもって新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されることを受け、県の新型コロナウイルス感染症対策本部は、緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針を決定した。

町では、この県の対応方針を踏まえ、町の対応方針(令和2年12月4日決定)【第6報】を見直し、【第7報】として方針を示し、引き続き感染拡大防止対策を実施することとする。

ただし、本方針は、感染拡大状況、検査治療方法の進展等の情勢の変化、国、 県の対応方針等を踏まえながら、適宜見直すこととする。

2 感染防止に向けた対応方針

(1) イベント等の開催について

イベント等を開催する場合は、身体的距離の確保や基本的な感染対策の 実施、業種毎の感染拡大防止ガイドライン等を踏まえた対応等をとる。 イベント開催制限の段階的緩和の目安は、国(県)の基準に準ずる。

(2) 町民に対する情報提供

- ア 広報、組内回覧文書等でわかりやすい情報提供
- イ ホームページ、町公式LINE等に随時掲載
- ウ 適宜、正確な情報をあらゆる方法で発信

(3) ワクチン接種の推進

ア 接種を希望する町民が速やかに接種できる体制を維持するとともに、 より多くの町民がワクチンの有効性と副反応について理解をした上で、 接種を希望できるよう正しい情報を広く周知し、関係機関と連携し推進 する。

ワクチンを接種した後も、マスクの着用、手指消毒等感染防止対策の継 続的な必要性について町民に周知する。

イ 3回目接種について、国から実施の方向性が示されたことを受け、県、 医師会などと連携し準備を進める。

- (4) 自宅療養者の生活支援 県と連携し、引き続き自宅療養者の生活支援を行う。
- (5) 学校等教育・保育活動での対策
 - ア デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来 よりも強く懸念されることから、危機意識の継続及び基本的な感染防止 対策の徹底を児童・生徒に周知する。
 - イ 小学校・中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等については、感 染防止と学習機会や保育等の確保の両立が図られるよう連携し適切に対 応する。
 - ウ 小学校・中学校の教育活動については、感染防止対策を引き続き徹底した上で実施していく。
- (6) 感染防止策の徹底
 - ア 個人の感染防止策
 - (ア) 普段の健康管理(十分な睡眠とバランスの良い食事・体温測定の 習慣化)
 - (イ) 石けんによるこまめな手洗い
 - (ウ) マスクの着用を含む咳エチケット
 - (エ) 人と人との距離の確保
 - (オ) 適切な換気の実施
 - (カ) 発熱や風邪症状のある人は外出を控え、学校や仕事を休む。
 - (キ) 「人との接触を8割減らす10のポイント」を参考に人との接触を 減らす。
 - (ク)「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれな いという意識を持って、注意して行動する。
 - (ケ) 感染リスクが高まる「5つの場面」について注意する。
 - (コ)変異株ウイルスの強い感染力を踏まえ、3密(密閉・密集・密接)だけでなく、たとえ「1密」であっても回避するよう注意する。
 - (サ) 訪問先の施設で、感染防止対策が十分に行われているかを訪問前に 確認し、対策が不十分な店への訪問は慎重に検討する。
 - (シ) 県内移動に関する行動制限、県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限については、静岡県の公表する行動制限に準じ行動する。
 - (ス) 県内でのクラスター発生を踏まえ、感染防止対策が不十分な施設に おいて多人数での会食、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感 染リスクが高い行動は避けるなど、最大限の感染予防を行う。
 - (セ) 厚生労働省の配信する新型コロナウイルス接触確認アプリ (СОС

OA)を活用する。

(ソ) 感染者情報に関しては、不確かな情報に惑わされることがないよう、 正しい情報に基づいた冷静な行動を取る。

イ 事業主の感染防止策

各協会等が定める業種別ガイドラインに従い、それぞれの職場や店舗から感染者を出さないように新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

ウ イベント主催者の感染防止策

- (ア) 密(密閉・密集・密接)の発生を避ける。
- (イ) 参加者の体調チェックを行い、発熱、風邪症状がある場合は参加を見合わせるよう対策を講じる。
- (ウ) 必要に応じ、マスク着用、消毒などの対策を行う。

エ 施設の使用に伴う注意事項等

基本的な感染対策を徹底し、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」、「定期的な換気」等を実施し、また、密(密閉・密集・密接)の発生を避けるよう利用者に促す。

(7) 発熱等の症状が生じた場合の受診の仕方

アかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話してから受診する。

- (ア) 受診の際はマスクを着用する。
- (イ) 受診時の受付や待合場所では、不要不急の会話は控える。
- (ウ) 受診前と受診後は、しっかりと手洗いをする。

イ かかりつけ医がいない人は、「静岡県発熱等受診相談センター」へ電話 する。

(8) 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来訪した他地域の方、健康上の理由でワクチン接種ができない方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。